

(地Ⅲ49F)

平成28年5月26日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

小 森 貴

「炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等の取扱いについて」の一部改正について

標記の件につきまして、今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）長宛に通知がなされましたのでご連絡申し上げます。

今回の改正は、当該通知文書の発出時と現在における所管省庁関係部署や郵便事業者の組織名の変更を踏まえた修正であり、従来の炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等の取扱いの趣旨を変更するものではありません。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきたくお願い申し上げます。

科発 0524 第 1 号
健健発 0524 第 1 号
健感発 0524 第 1 号
平成 28 年 5 月 24 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省大臣官房厚生科学課長
（公印省略）
健康局健康課長
（公印省略）
健康局結核感染症課長
（公印省略）

「炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等の取扱いについて」の一部改正について

炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等の取扱いについては、「炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等の取扱いについて」（平成 13 年 10 月 18 日科発第 467 号・健総発第 66 号・健感発第 61 号）により周知しているところであるが、今般、組織名の変更等を踏まえて、当該通知を別紙のとおり改正する。

貴職におかれては内容を御了知の上、当該通知の内容について改めて関係機関等へ周知を図られたい。

なお、本通知については、警察庁、総務省、国土交通省とも協議済みであることを申し添える。

別紙:改正後全文
科 発 第 467号
健 総 発 第 66号
健 感 発 第 61号
平成13年10月18日

科 発 0524第1号
健 健 発 0524第1号
健 感 発 0524第1号
一部改正 平成28年5月24日

各

都道府県
政 令 市
特 別 区

 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省大臣官房 厚生科学課長

健 康 局 総 務 課 長

結核感染症課長

炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等の取扱いについて

このたび、米国内において、多くの施設が炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等を受け取っているところであり、国内においても同様の事件発生が危惧されているところである。

厚生労働省においては、10月8日に緊急テロ対策本部を設置し、必要な対策の検討や調整を行っているところであるが、貴職における炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等の取扱い方法等については、下記(参考1としてフロー図を示した)について十分に留意の上、適切に対応されたい。

記

第1 住民、事業者(郵便局、信書便事業者、宅配業者を含む。)等から炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等(信書便物、郵便局及び宅配業者の取り扱う荷物を含む。)が発見された旨通報があった場合

住民、事業者等から、都道府県・保健所設置市・特別区の保健所等に直接通報があった場合には、当該事項について直ちに都道府県警察本部・警察署へ通報を行うよう指導され

たい。

住民、事業者等又は保健所から通報を受けた都道府県警察本部・警察署では、当該発見情報を確認することとしている。その後、貴職に対して、都道府県警察本部・警察署からの検査又は鑑定依頼があった場合には、貴下地方衛生研究所等において速やかに検査を開始するとともに、その旨速やかに厚生労働省健康局健康課地域保健室まで報告されたい。

第2 上記の場合、検査又は鑑定依頼を受けた地方衛生研究所等においては、まず、P2^{注1}又はこれと同等の施設において、炭疽菌等の基本的な検査(最低限グラム染色、可能であればギムザ染色及び芽胞染色を行い、顕微鏡で炭疽菌等の存在の有無^{注2}を確認)を実施すること。(参考2として菌の同定手順の概説を示したので参照されたい。)

その結果、

- ① 「陰性」と判定される場合には、速やかに厚生労働省健康局健康課地域保健室に報告するとともに、必要に応じて関係方面等に情報提供すること。
- ② 「陽性」又は「陰性か否かが判定できない」場合には、さらに炭疽菌等の遺伝子解析等による検査を実施すること。

なお、貴下地方衛生研究所等において、炭疽菌等の遺伝子解析等が実施できない場合には、近隣の地方衛生研究所等を含め、速やかに依頼可能な機関に検査を依頼すること。それでも技術的対応が困難である場合には、国立感染症研究所又は厚生労働省健康局結核感染症課に相談の上、同研究所に検体を送付し確認を依頼されたい。

第3 上記の第1の場合、関係機関と連携の上、保健所等を中心として、炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等が発見された際にその場所にいた全ての人をリストアップするとともに、必要に応じてそれらの方々に対し検体採取及び検体検査、消毒、炭疽菌に対する正確な情報の提供を行うこと。さらに、炭疽菌等により汚染された可能性のある場所の消毒等を適切に行うこと。

以上については、警察庁、総務省、国土交通省とも協議済みである。

なお、本通知は、炭疽菌等の生物剤への対処について示したものであり、化学剤への対処については別途適切に対応することが必要である。化学剤に関しては、都道府県警察の科学捜査研究所及び警察庁の科学警察研究所においても対応可能であることを申し添える。

注1：物理的封じ込め(Physical containment)のレベルに関することであり、分離培養を行う場合にはP3レベル又はこれと同等の施設で実施することが望ましい。なお、検査室内における消毒に関しては、以下の「炭疽菌の検査に際する消毒方法について」を参考されたい。

炭疽菌の検査に際する消毒方法について(検査室内の機器・器具等)

消毒の概要

- 検査機関で使用されている芽胞に効果のある消毒薬を使用するか、又は、市販の塩素系漂白剤、0.5%次亜塩素酸塩(家庭用漂白剤を10倍に希釈したもの)を使用する(ただし、腐食性があるので、腐食を避けるためには漂白剤をよく洗い流すこと。)

作業場の表面及び滅菌できない設備機器の消毒方法

- 作業場の表面は使用前後に芽胞に効果のある消毒薬で拭き取る
- 滅菌不可能な設備機器は定期的に消毒薬で消毒する

汚染した器具(ピペット、針、白金耳、スライドグラス)の消毒方法

- オートクレーブするまで消毒薬に浸しておく

炭疽菌で汚染されているか又は汚染されている可能性のある材料を誤ってこぼした場合の消毒方法

- 新鮮臨床材料(例:痰、血液、痂皮等)で汚染した場合は、消毒薬を注ぎ5分間そのまま浸したのち、処分する
- 大量に菌を含むと思われる培養皿、血液培養などの実験室材料による汚染に対する消毒や室温以下の場所で汚染物をこぼした場合の消毒は、
 - ・汚染部位を囲み大量の消毒薬を注ぐ。一時間以上浸した後処分する
 - ・処分の際に汚れたものは全てオートクレーブにかけるか焼却する

出典) 米国CDCガイドライン(州政府厚生省向け)より抜粋

CDC Guidelines for State Health Departments (Revised October 14, 2001)

注2：仮に炭疽菌の場合、特徴のあるグラム陽性桿菌(竹の節状の配列)が見られる。

<炭疽菌に関する参考ホームページ>

※ 厚生労働省ホームページ

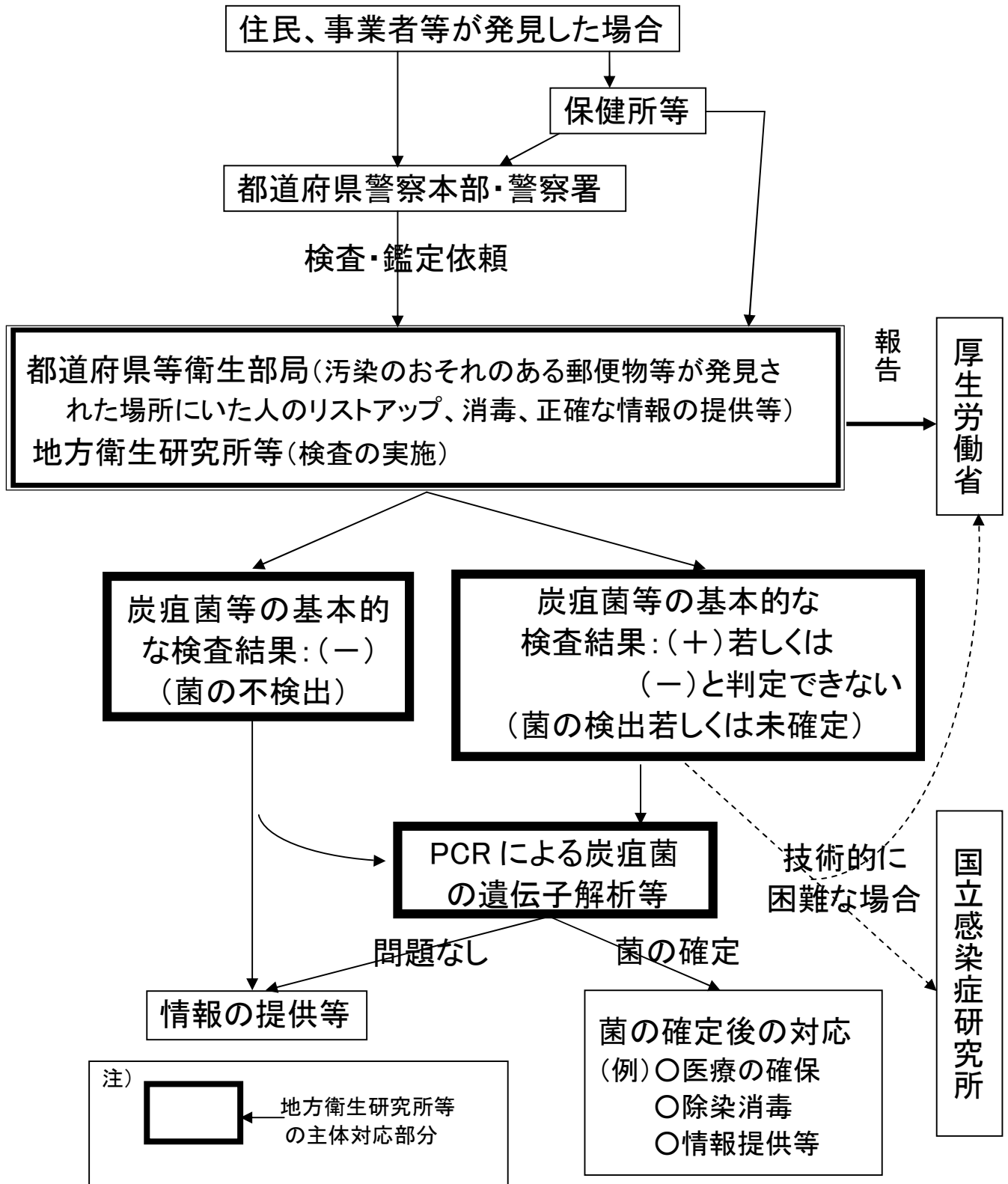
・01.10.15掲載「米国の同時多発テロ」における炭疽菌等の汚染のおそれのある封筒等の取扱い方法について

(<http://www.nhlw.go.jp/houdou/0110/h1015-1.html>)

※ 治療法・Q&A等に関しては、日本医師会のホームページを参考にして下さい。

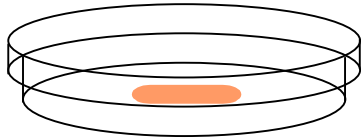
(<http://www.med.or.jp/etc/terro.html>)

炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等への対応

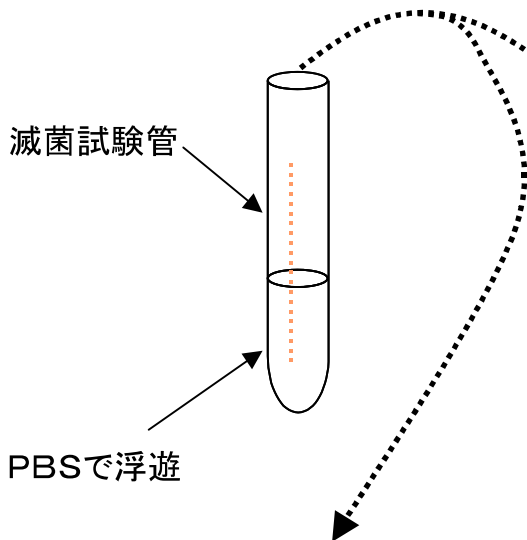


病原性細菌であることが疑われる粉末の検査方法

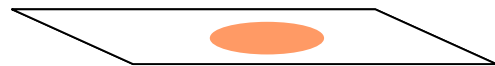
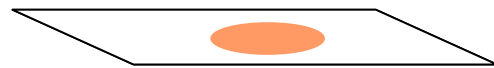
1. 粉末を集めてシャーレあるいは、チューブ（プラスチック）に入れる。



2. このごく一部を滅菌PBS（リン酸緩衝液）で浮遊させる。

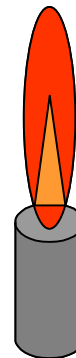


3. スライドガラス上に滴下し塗抹する。



4. 一部はBHI液体培地を用いて培養し、
一般的方法を用いて分離・同定を行う。
(P2を使用し、検鏡の結果、必要ならP3で)

5. スライドガラスを風乾、あるいはガスバーナー上に10cm以上離して軽く熱し乾燥させる。
(固定)



6. 3種類の染色

グラム染色
ギムザ染色
莢膜(芽胞)染色

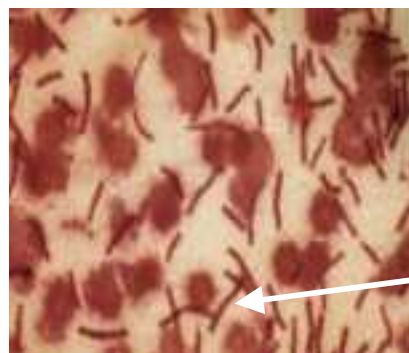
7. 検鏡



参考: 芽胞

Guidelines for the Surveillance and Control
of Anthrax in Humans and Animals. 3rd ed.

WHOより引用



竹節状

参考: 末梢血のグラム染色

Textbook of military medicine, Chemical
and biological warfare US Army.より引用

8. 可能であれば残りの浮遊液をテンプレートとしてPCRを施行。
(検鏡の結果にかかわらず行う)

9. 必要であれば残りの検体(粉末)を国立感染症研究所に送付
する。(地方衛生研究所毎に)

**注: 取り扱いは手袋、マスクを着け、安全
キャビネット内で慎重に行うこと**

新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等の取扱いについて	炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等の取扱いについて
(削る)	第1 郵便局等（郵便物の受取人が当該郵便物を 発見し、郵便局に通報した場合を含む。）において炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等が発見された場合
	当該郵便局等から所管の地方郵政監察局又は地区郵政監察室へ報告がされ、状況によっては、都道府県警察本部・警察署へ通報される。 貴職に対して都道府県警察本部・警察署から検査又は鑑定依頼があった場合には、炭疽菌による脅迫郵便物等が社会的にも大きな問題となっている状況に鑑み、貴下地方衛生研究所等において速やかに検査を開始するとともにその旨速やかに厚生労働省健康局総務課地域保健室まで報告されたい。
第1 住民、事業者（郵便局、信書便事業者、宅配業者を含む。）等から炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等（信書便物、郵便局及び宅配業者の取り扱う荷物を含む。）が発見された旨通報があった場合	第2 住民又は宅配業者等から炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等が発見された旨通報があった場合
住民、事業者等から、都道府県・保健所設置市・特別区の保健所等に直接通報があった場合には、当該事項について直ちに都道府県警察本部・警察署へ通報を行うよう指導されたい。 住民、事業者等又は保健所から通報を受けた都道府県警察本部・警察署では、当該発見情報を 確認することとしている。その後、貴職に対して、都道府県警察本部・警察署からの検査又は鑑定依頼があった場合には、貴下地方衛生研究所等において速やかに検査を 開始するとともに、その旨速やかに厚生労働省健康局健康課地域保健室まで報告されたい。	住民又は宅配業者等から、都道府県・政令市・特別区の保健所等に直接通報があった場合には、当該事項について直ちに都道府県警察本部・警察署へ通報を行うよう指導されたい。 住民等又は保健所から通報を受けた都道府県警察本部・警察署では、当該発見情報を 確認することとしている。その後、貴職に対して、都道府県警察本部・警察署からの検査又は鑑定依頼があった場合には、貴下地方衛生研究所等において速やかに検査を 開始するとともに、その旨速やかに厚生労働省健康局総務課地域保健室まで報告されたい。
第2 上記の場合、検査又は鑑定依頼を 受けた地方衛生研究所等においては、まず、P 2又はこれと同等の施設において、炭疽菌等の基本的な検査（最低限グラム染色、可能であればギムザ染色及び芽胞染色を行い、顕微鏡で炭疽菌等の存在の有無を確認）を実施すること。（参考2として菌の同定手順の概説を示したので参照されたい。） その結果、	第3 上記のいずれの場合に関しても、検査又は鑑定依頼を 受けた地方衛生研究所等においては、まず、P 2又はこれと同等の施設において、炭疽菌等の基本的な検査（最低限グラム染色、可能であればギムザ染色及び芽胞染色を行い、顕微鏡で炭疽菌等の存在の有無を確認）を実施すること。（参考2として菌の同定手順の概説を示したので参照されたい。） その結果、

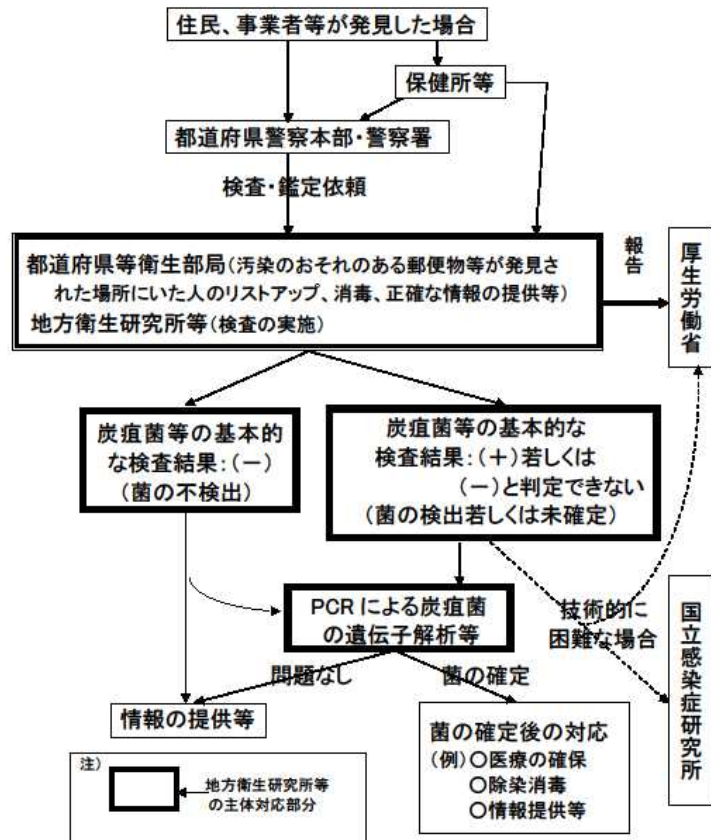
改正案	現行
① 「陰性」と判定される場合には、速やかに厚生労働省健康局健康課地域保健室に報告するとともに、必要に応じて関係方面等に情報提供すること。 ② 「陽性」又は「陰性か否かが判定できない」場合には、さらに炭疽菌等の遺伝子解析等による検査を実施すること。 なお、貴下地方衛生研究所等において、炭疽菌等の遺伝子解析等が実施できない場合には、近隣の地方衛生研究所等を含め、速やかに依頼可能な機関に検査を依頼すること。それでも技術的対応が困難である場合には、国立感染症研究所又は厚生労働省健康局結核感染症課に相談の上、同研究所に検体を送付し確認を依頼されたい。 (削る) <u>第3</u> 上記の第1の場合、関係機関と連携の上、保健所等を中心として、炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等が発見された際にその場所にいた全ての人をリストアップするとともに、必要に応じてそれらの方々に対し検体採取及び検体検査、消毒、炭疽菌に対する正確な情報の提供を行うこと。さらに、炭疽菌等により 汚染された可能性のある場所の消毒等を適切に行うこと。 以上については、警察庁、総務省、国土交通省とも協議済みである。 なお、本通知は、炭疽菌等の生物剤への対処について示したものであり、化学剤への対処については別途適切に対応することが必要である。化学剤に関しては、都道府県警察の科学捜査研究所及び警察庁の科学警察研究所においても対応可能であることを申し添える。	① 「陰性」と判定される場合には、速やかに厚生労働省健康局総務課地域保健室に報告するとともに、必要に応じて関係方面等に情報提供すること。 ② 「陽性」又は「陰性か否かが判定できない」場合には、さらに炭疽菌等の遺伝子解析等による検査を実施すること。 なお、貴下地方衛生研究所等において、炭疽菌等の遺伝子解析等が実施できない場合には、近隣の地方衛生研究所等を含め、速やかに依頼可能な機関に検査を依頼すること。それでも技術的対応が困難である場合には、国立感染症研究所又は厚生労働省健康局結核感染症課に相談の上、同研究所に検体を送付し確認を依頼されたい。 <u>また、今回の事態に緊急に対応するため、平成13年10月25日に地方衛生研究所等の担当者を対象として、「炭疽菌の検査法に関する講習会」を実施することとしているので活用されたい。</u> <u>第4</u> 上記の第1 <u>及び第2のいずれの場合においても</u>、関係機関と連携の上、保健所等を中心として、炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等が発見された際にその場所にいた全ての人をリストアップするとともに、必要に応じてそれらの方々に対し検体採取及び検体検査、消毒、炭疽菌に対する正確な情報の提供を行うこと。さらに、炭疽菌等により 汚染された可能性のある場所の消毒等を適切に行うこと。 以上については、警察庁、<u>郵政事業庁</u>、国土交通省とも協議済みである。 なお、本通知は、炭疽菌等の生物剤への対処について示したものであり、化学剤への対処については別途適切に対応することが必要である。化学剤に関しては、都道府県警察の科学捜査研究所及び警察庁の科学警察研究所においても対応可能であることを申し添える。

改正案

現行

参考1

炭疽菌等の污染のおそれのある郵便物等への対応



参考1

炭疽菌等の污染のおそれのある郵便物等への対応

